

(2) 基本規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人北信越サッカー協会（以下「本地域協会」という。）の組織及び運営に関して基本的事項を定める。

(日本サッカー協会への加盟)

第2条 本地域協会は、北信越地域サッカー界を代表する唯一の団体として、公益財団法人日本サッカー協会（Japan Football Association、以下「J F A」という。）に加盟する。

(遵守義務)

第3条 次の団体及び個人は、本地域協会及びJ F Aが定める諸規程並びに国際サッカー連盟（Fédération Internationale de Football Association、以下「F I F A」という。）、アジアサッカー連盟（Asian Football Confederation、以下「A F C」という。）、東アジアサッカー連盟（East Asian Football Federation、以下「E A F F」という。）の諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport、以下「C A S」という。）の仲裁関連のほか、本地域協会、J F A、F I F A、A F C及びE A F F並びにC A Sの指示、指令、命令、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。

(1) 本協会に加盟する以下の団体（以下「加盟団体」という。）

- ①北信越各県サッカー協会
- ②各種の連盟
- ③関連団体

(2) 本地域協会に登録する加盟するチーム（準加盟チームを含む。）

(3) 本地域協会に登録する以下の個人（以下「選手等」という。）

- ①選手
- ②監督
- ③コーチ
- ④審判
- ⑤本地域協会、加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係者

(競技規則の遵守)

第4条 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、国際サッカー評議会が定めるサッカー競技規則並びにF I F Aが定めるフットサル競技規則及びビーチサッカー競技規則を遵守しなければならない。

(中立性及び差別の禁止)

第5条 本地域協会は、政治的及び宗教的に中立な立場でなければならない。

- 2 人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別は、いかなるものであれ厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、J F A及び本地域協会の規程に従って懲罰を科すものとする。

(友好親善関係の促進)

第6条 本地域協会は、加盟団体、加盟チーム及び選手等間の友好親善関係の促進に努めるものとする。

(サッカーの定義)

第7条 本地域協会の規則においてサッカーとは、サッカー、フットサル、ビーチサッカー、その他関連競技を広義に指すものとする。

(登録料の負担)

第8条 加盟チーム、選手、審判及び審判指導者は、登録料を本地域協会に納付しなければならない。

- 2 本地域協会の登録料は、理事会の決議をもって別に定める。

(改正)

第9条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第10条 この規則は、2023年4月1日から施行する。